

令和5年度「食の京都」飲食店経営改善サポート事業仕様書

1. 委託業務名

令和5年度「食の京都」飲食店経営改善サポート事業に係る業務

2. 委託目的

新型コロナウイルス感染状況に対する行動制限の緩和により、ビジネスや観光を中心に人の移動が再開し、賑わいが戻りつつある一方で、原材料費やエネルギー費の高騰や人件費の上昇や人材不足など、引き続き厳しい状況にある飲食店の経営者を支援していくため実施する、「飲食店経営改善サポート事業」を円滑に運営すること。

3. 委託業務期間

契約の日から令和6年3月31日（日）まで

4. 委託業務

京都市内の飲食店を対象に、国内観光客だけでなく、インバウンドの受け入れも視野に入れながら(2)の着眼点（例）を参考に、以下の内容に沿った新しいメニューを使ったプロモーション支援事業を実施すること。実施にあたっては、当協会と十分協議すること。

(1) 参加店舗の募集

(2)に記載の伴走支援実施に向けた、参加店舗の募集及び募集に必要な案内等の準備対象者は、現在京都市内にて飲食店経営をしている事業者のみとする。

※ただし、大企業は除く

(2) 伴走支援の実施

参加店舗の強みや弱み、要望を踏まえ、地域内外の同業他店の状況分析や、業界全体のトレンドも加味しながら、売上や集客などに寄与する、コンセプトやストーリー性があるメニューの改善・開発と、それに関連する販売方法やPR方法の改善・開発を支援する。

- ① 20程度の飲食店に対して支援を実施すること。
- ② 企画には、参加店舗の募集と管理、必要に応じた謝礼等の支払い事務を含む。
- ③ その他、参加店舗への呼びかけや当協会との打合せなど、事業が円滑に行われるために必要と思われる事項を含む。

【着眼点（例）】

- ・食の多様性に対応したメニュー開発（ベジタリアン、ヴィーガン、ハラールなど）
- ・これまでの経営や売上を踏まえたメニューの改善・開発
- ・地域食材の活用
- ・エコやサステナブルへの貢献（フェアトレード食品、脱プラスチックなど）

(3) 事業実施の報告

成果物として電子データ（PowerPoint、Excel、Word等）と共に、以下についての

報告を行うこと。

- ① 全参加店の支援状況がわかるシートを作成し、進捗状況の定期的な共有を行うこと。
- ② 業務完了時に、(2)の項目各々について報告を行うこと。また、各店舗への個別の支援内容、メニューや、支援過程がわかる写真などを盛り込んだ報告書を作成し提出すること。
- ③ 伴走支援をふまえ、他の飲食事業者の参考にもなる「成果事例集」として、10件程度を汎用性の高い資料を作成し、提出すること。

5. その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として発注者に帰属させるものとする。

(4) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき委託者が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。委託者は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり、変更や疑義が生じた場合は、本委託の範囲内で当協会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当協会の指示するところによるものとする。

以上